



# 草原やさいだより



## 第一期定期総会報告

時 平成一八年二月一日(金)

一九時～二一時半

於 阿蘇市一の宮町坂梨公民館

去る二月一〇日、「阿蘇草原再生シール生産者の会」第一期定期総会が開かれました。

議決権を持つ会員二十三名のうち、一五名(うち委任状八名)が出席。市原会長を議長として議事を進め、平成十七年の事業報告及び決算報告、並びに平成十八年の事業計画及び収支予算が決議承認されました。さらに、会の規約、シール利用規則について、会設立後の運用状況を踏まえた改正案が理事会から提案され、承認されました。(規約改正、事業計画、収支予算案の詳細については、裏面に記載)

- (議事内容)
- 平成一七年事業報告
- 平成一七年決算報告
- 監査報告
- 会規約・シール利用規則の改正
- 平成一八年事業計画
- 平成一八年予算



総会には、会員の他、シールの会に入会意向のある生産者や、関連する団体、行政・関係機関の方々にもご参加いただきました。総会議事の終了後は、熊本県福岡事務所の菅所長、熊本県阿蘇地域振興局の石原係長からご挨拶をいただいた後、意見交換を行いました。

熊本県福岡事務所 菅所長より

県の福岡事務所では、熊本と福岡の農産品などの流通促進をお手伝いしています。シールの会では、昨年夏に、福岡市内の読

売新聞社でイベント販売をしていたきましたが、阿蘇の草原の草を使った野菜は、安心・安全な農産物であるばかりでなく、地域振興に貢献するという社会的な意味もあると思います。県事務所として、当面は、PRの場を提供するなどお手伝いできると思いますのでご活用下さい。また、皆さんの活動が充実してきたときは、本格的に協力したいと思っています。

阿蘇地域振興局 石原係長より

今、農政の最も重要な課題は、消費者の安心・安全を確保することです。シール商品は、阿蘇の地域ブランドとして非常に注目されているので、今後、会員を増やし、定量生産、定量販売をしていただけるようお願いいたします。県としては、有機栽培や特別栽培制度を進めているほか、野菜や畜産品の生産履歴を明確にするポジティブリスト制の導入を検討しています。その辺も勉強しながら、会が発展していくことを期待しています。

### 意見交換の主な内容

都市部での販売について  
今後のイベント販売については、会場の確保と生産スケジュールが課題です。また、阿蘇と都会の考えの違いを認識する必要があります。阿蘇では量が多くて安い商品が喜んでもらえますが、都会では、量は少なくてもサービスを充実させてほしいという意見が多くみられます。(市原会長)

都会の人々が草原再生に関わりたいと思つたら、今のところ野焼きボランティアに参加するか、シール商品を買っしかありません。熊本市内の人が野菜を買う場所があればよいと思います。  
野菜をアピールするには、本当においしくなることを科学的に示すことが必要です。

## TKUの日・イベントへ参加

去る3月25日(土)、26日(日)、熊本市内で行われた「第18回TKUの日」に阿蘇草原再生シール生産者の会が出展しました。これまで経験のない盛大なイベントへの参加だったため、生産者の方々が戸惑う場面もありましたが、試行錯誤しながらも、楽しく広報活動を行うことが出来ました。また生産者とお客さんで意気投合する場面があったり、会場の盛り上がり負けに負けないぐらいの活気がありました。



また、シール商品が阿蘇の草原の保全にどれほど貢献できるかというデータも示したいですね。(NPO法人九州バイオマスフォーラム 中坊事務局長)

都市部で販売する時は、安全・安心のブランドとして、エコファーマーなどの認証が必要だと思う。県に申請して認定をもらい、シールをいっしょに貼ったらどうでしょうか。(渡辺会員)

直売所での販売について  
シールが貼ってあると目につきます。いい商品だからよく売れており、お客さんの反応があると思います。

(あぜり庵直売所 小鷹氏)

環境省から  
生産者の会の活動は、草原に直接関わった、目に見える立派な運動だと思つたので、今後とも支援していきたいと思つています。(阿蘇自然環境事務所 宿利所長)



平成17年収支決算及び平成18年予算  
(H18.1.1~12.31)

項目	H17実績	H18予算	差額	備考
<b>(収入の部)</b>				
1. 会費収入	25,000	42,000	17,000	
生産者会員	21,000	30,000	9,000	①1,000×30名
特別会員	1,000	3,000	2,000	①1,000×3名
賛助会員	3,000	9,000	6,000	③3,000×3名
2. シール利用手数料収入	27,900	75,000	47,100	①1.5円×50,000枚 *18,600(前年実績)×1.5(期間)×1.5(会員数)×1.2(貼付増) 50,000
3. シールデザイン利用料収入	30,000	30,000	0	②0.2円×150,000枚
4. イベント会計からの繰り入れ	15,370	6,000	9,370	春2回、夏2回、秋2回 ①1,000×6回
5. 雑収入	2,700	0	2,700	
経常収入合計(A)	100,970	153,000	52,030	
<b>(支出の部)</b>				
1. シール印刷費	0	0	0	
2. 会議費	3,608	8,000	4,392	総会1回、理事会4回、その他3回 ①1,000×8回
3. 通信費	5,600	17,280	11,680	切手代 ⑧0×36名×6回
4. 事務費	4,984	5,000	16	文具代
5. 備品購入費	0	40,000	40,000	名前付き値札印刷機等
6. アルバイト賃金	0	60,000	60,000	事務見習い兼 ⑤5,000円×12ヶ月
経常支出合計(B)	14,192	130,280	116,088	
当期収支差額(A)-(B)	86,778	22,720	64,058	
前期繰越金(C)	0	86,778	86,778	
次期繰越金(A)-(B)+(C)	86,778	109,498	22,720	繰越金のうち、シール利用手数料の27,900+75,000=102,900はシール印刷費として確保する。

**\* これからの活動 \*** (平成18年事業計画より)

**\* 基本方針 \***

草原再生シールを貼付した農産物の販売により、阿蘇の草原環境保全への貢献をアピールし、草原再生に関心・理解ある消費者の拡大を図り、シール商品の売り上げ増につなげていきます。

会員拡大や販路拡大により、阿蘇の草原の野草を使った農産物生産、野草の循環利用を促進し、阿蘇草原再生に貢献します。

会合：定期総会(年1回)、理事会(年4回)、その他、事業実施に合わせて臨時会合を開催。

イベント販売：春、夏、秋の3シーズンで実施。

宅配による産直販売：阿蘇グリーンストック企画によるお中元、お歳暮商品への参加、その他窓口を利用した販売を検討。広報

- ・ イベント販売において、阿蘇草原再生に向けた本会の取り組みを積極的にアピールする。
- ・ 阿蘇草原再生協議会、野草資源小委員会において、会の取り組みをアピールし、参加委員との連携・協力をはかる。
- ・ 環境省と連携して、草原環境保全に向けた会の取り組みを広く情報発信し、草原再生への参加を拡大していく。その際、会員の生産方法や野草の利用状況について情報公開し、シール商品の信頼性の向上に努める。

会員拡大：各会員は身近な農業者への働きかけにより会員拡大に務める。

販路開拓：現在の協力店舗に加え、農協や新たな店舗との連携を図り、販路拡大を目指す。

**会員募集!**

阿蘇草原再生シール生産者の会では、会員を募集しています。会員には、生産者会員、特別会員、賛助会員の三区区分があります。

**生産者会員**：年会費 1,000 円

会の目的に賛同し、会のルールのもと野草を利用して農産物を生産する生産者。

**特別会員**：年会費 1,000 円

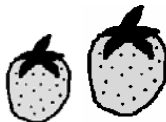
会の目的に賛同し、シールを貼った農産物の販売・流通を進めようとする企業団体、個人。

**賛助会員**：年会費一口 3,000 円(一口以上)会の目的に賛同する企業、団体、個人。

詳しくは生産者の会事務局まで。

**< やさい豆知識 >**

**いちご(苺)**



バラ科の多年草。漢字では、草の母、「苺」と書きます。くだもののイメージがありますが、農学上は、野菜とされています。

ビタミンCを多く含み、5粒ほどで1日分の必要量を摂取できるといわれています。新陳代謝を高め、疲労回復を促し、美容効果も期待できるという、小さいけれど、頼りになる野菜です。

**< 会の規約、シール利用規則が改正されました >**

**< 阿蘇草原再生シール生産者の会規約 >**

(会費)第9条

- \* シール商品の販売・流通を進める団体・企業・個人の入会を促進するため特別会員会費を改正する。

旧規約：会費に関する枠内、特別会員、一年度につき、3,000円

改正：会費に関する枠内、特別会員、一年度につき、1,000円

(役員)第12条

- \* 会として実績を上げていくために1年の任期は短すぎるため、2年に延長。

旧規約：5 理事及び監事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

改正：5 理事及び監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(総会)第14条

- \* 定期総会の成立について明記。

追加：4 総会は、委任状による出席を含め、会員の過半数の出席で成立するものとする。

追加に伴い、現行の4を5に変更

(会計)第17条

- \* 会計年度の明記。年間の農業生産スケジュールに合わせて年末決算とする。

旧規約：2 会の会計は、毎年決算して、監事の監査を受けなければならない。

改正：2 会の会計年度は、1月1日から12月31日とし、決算後、監事の監査を受けなければならない。

**< シール利用規則 >**

(シールの利用等に関する報告)第8条

- \* 毎月の報告を年ごとの報告に改正、実施可能な規約とする。

旧規則：第8条 生産者会員は、シールが広く普及し消費者の信頼を確保するまでの当面の間、月ごとに月間のシール利用数等を会に報告しなければならない。

改正：第8条 生産者会員は、年ごとに年間のシールの利用数等を会に報告しなければならない。

これらの規約、規則は平成18年2月10日に改正され平成18年2月11日より施行されております。